二　申請者が通関業務を行う営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地を所轄する税関長

第九十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の貨物に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税関に」を「税関長に」に、「ついて税関の」を「ついての」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第三条第一項中「（申告納税方式）を」を「（税額の確定の方式）に、又は損傷による減税」を「、損傷等の場合の減税又は戻し税等」に改め、「その輸入地を所轄する」を削り、同条第四項中「（賦課課税方式）」を削り、「その輸入地を所轄する」を「当該貨物の輸入申告をした」に改める。

第三条の二第一項中「による戻し税」を「の場合の減税又は戻し税等」に、「同法」を「関税法」に、「更正通知書又は決定通知書」を「更正及び決定」に、「その輸入地を所轄する」を「当該貨物の輸入を許可した」に改め、同条第二項中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五条の二第一項中「輸入の際（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）に、その」を削り、「にその」を「に、当該貨物が」に改め、「その輸入地を所轄する」を削る。

第五条の三中「輸出地を所轄する」を「輸出を許可した」に改める。

第七条第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十四条第一項中「携帯品及び引越荷物の」を削り、「税関に」を「税関長に」に、「ついて税関の」を「ついての」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条第一項中「その輸入地を所轄する」を削り、「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「同項の」を削る。

第十六条の四中「携帯品等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の五第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の六中「水産物等の」の下に「減税又は」を加え、「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の七第一項中「水産物加工製品の減税」を「外国で採捕された水産物等の減税又は免税」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十九条第一項中「標本、参考品等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十条第一項中「寄贈物品の」及び「その輸入地を所轄する」を削り、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二十一条の二第一項中「博覧会等において使用される物品の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十四条第一項中「航空機の発着に使用する機械等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十五条第一項中「自動車等の引越荷物の」を削り、「添附して」を「添付して」に改め、「その輸入地を所轄する」を削り、「且つ」を「かつ」に、「税関に呈示しなければ」を「税関長に提示しなければ」に改める。

第二十五条の三第一項中「条約の規定による」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第三十四条第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第三十七条の二中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第三十九条第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に、「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項ただし書中「法第十七条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改める。

第四十七条の二中「あわせて、輸入地を所轄する」を「併せて、輸入申告をする」に改め、同条第二号中「製造歩留まり」を「製造歩留り」に改め、同条第五号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第四十九条中「輸出貨物製造用原料品の減税又は免税」を「輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等」に、「法第十九条第三項」を「同条第三項」に改め、「製造用原料品」と」の下に「読み替えるほか、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については」を加え、「及び第八条第一項」を削り、「税関長」とあるのは、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については「輸入地を所轄する税関長」を「」とあるのは「法第十九条第一項の規定により関税の免除を受けようとする原料品の輸入申告をする」と、第八条第一項中「を使用する製造工場の所在地を所轄する」とあるのは「の輸入申告をする」に改める。

第五十三条の二第一項中「に係る戻し税」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第三項中「税関」を「当該貨物の輸出を許可した税関長」に改める。

第五十三条の四第一項中「に係る関税の減額」を「の減税、免税又は戻し税等」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条第一項中「に係る関税の控除」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第二項中「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の三第一項中「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め、「免税」の下に「又は戻し税等」を加え、「その輸入地を所轄する」を削る。

第五十四条の九中「（課税原料品」を「（課税原料品等」に、「戻し税」を「免税又は戻し税等」に改め、「輸出申告をした税関の」を削る。

第五十四条の十中「第五十四条の七から前条まで」を「前三条」に、「（未納税原料品」を「（課税原料品等」に、「戻し税」を「免税又は戻し税等」に、「前条中「課税原料品」とあるのは「未納税原料品」を「前条中「課税原料品の」とあるのは「未納税原料品の」に改め、「これを」の下に「税関長に」を加え、「」と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十一中「（輸入原料品」を「（課税原料品等」に、「の控除」を「の免税又は戻し税等」に改め、「これを」の下に「税関長に」を加え、「」と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十四中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十六中「輸出申告をした税関の」を削る。

第五十四条の十七中「これを」の下に「税関長に」を加え、「」と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所輸する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十八中「税関長に（」を「輸出申告をする税関長に（」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十六条第一項中「の場合の戻し税」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に、「した税関の」を「する」に改め、同条第二項中「（違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税）」を削り、同条第三項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第五十六条の二中「の場合の戻し税」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に、「の輸入地を所轄する」を「の輸入を許可した」に改め、同条ただし書中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十六条の三中「戻し税」を「戻し税等」に、「の税関長に」を「をする税関長に」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に、「」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第二項の」に改める。